

【変更申請について】 変更内容:利用日数(支給量)を翌月一日以降に増やすだけの場合

変更申請	提出書類	備考
○	支給変更申請書	
○	障害児支援利用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の申請のみ、前回提出の障害児支援利用計画(セルフプラン)、週間ケア計画のコピーに、赤字で訂正した書類でも受付可。 ・療育を受ける事業所の他に、相談支援事業所へ利用計画の作成を依頼している場合は、事業所が作成。
○	週間ケア計画	
○	申請者(父または母)のマイナンバー関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送の場合はコピー同封。 ・申請者と提出者が同一の場合は1名分。 ・本人確認書類、マイナンバー関係書類に該当するもの。 例1:マイナンバーカード 計1点 例2:運転免許証+通知カード 計2点
○	申請者と提出者の本人確認書類 * 写真付き身分証明書の場合は1点、写真なしの場合は2点	
○	今お使いの通所受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ・直近で使用予定あり等の理由がある場合は、提出不要。

<提出先>

〒272-0032
千葉県市川市大洲 4-18-3
市川市こども発達センター内
こども部 発達支援課
047-370-3577

注意)

- ・消えるボールペン、修正テープの使用はできません。
- ・利用日数は最短で翌月一日から変更できます。